別記第十号の六の二様式を次のように改める。

第十号の六の二様式（第三十一条の九の二関係）

指定構造計算適合性判定機関票 この標識は、指定構造計算適合性判定機関としての指定の主要な内容と、業務の内容を表示しています。	
指定の番号	国土交通大臣 地方整備局長　（　）第　　号 知事
指定の有効期限	年　月　日から　年　月　日まで
機関の名称	
主たる事務所の住所	電話番号　（　）
代表者氏名	
業務区域	
委任都道府県知事	
取り扱う建築物	

備考　１　「委任都道府県知事」の欄には、建築基準法第18条の２第１項の規定により構造計算適合性判定を行わせることとした都道府県知事名を○○県知事等と記載すること。

２　「取り扱う建築物」の欄には、当該指定構造計算適合性判定機関が、構造計算適合性判定の業務の対象とする建築物として構造計算適合性判定業務規程において定めるものを記載すること。

３　標識を事務所において公衆に見やすいように掲示する場合における当該標識の大きさは、縦45cm以上、横35cm以上とすること。

（住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則の一部改正）

第十六条　住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成十二年建設省令第二十号）の一部を次のように改正する。

第十七条の見出しを「（掲示等の記載事項等）」に改め、同条第二項中「掲示」を「掲示及び公衆の閲覧」に改め、同条に次の一項を加える。

３　法第十七条の規定による公衆の閲覧は、登録住宅性能評価機関のウェブサイトへの掲載により行うものとする。

第百二条の見出し中「掲示」を「掲示等」に改め、同条中「その」を「当該機関の」に、「掲示しなければ」を「掲示するとともに、当該機関のウェブサイトに掲載して公衆の閲覧に供しなければ」に改める。

別記第二十三号様式を次のように改める。

第二十三号様式（第十七条関係）

機関票（１）（確認の業務を行う場合）

確認の業務を行う場合における登録住宅性能評価機関票 この標識は、登録住宅性能評価機関としての登録の主要な内容と、業務の内容を表示しています。	
登録の区分	
登録番号	第　　号
登録の有効期間	年　月　日から　年　月　日まで
氏名又は名称	
代表者の氏名	
主たる事務所の所在地	電話番号　（　）
実施する住宅性能評価の種類	
住宅性能評価を行う住宅の種類	
住宅性能評価を行う区域	
確認を行う住宅の種類	
確認を行う区域	

機関票（２）（確認の業務を行わない場合）

確認の業務を行わない場合における登録住宅性能評価機関票 この標識は、登録住宅性能評価機関としての登録の主要な内容と、業務の内容を表示しています。	
登録の区分	
登録番号	第　　号
登録の有効期間	年　月　日から　年　月　日まで
氏名又は名称	
代表者の氏名	
主たる事務所の所在地	電話番号　（　）
実施する住宅性能評価の種類	
住宅性能評価を行う住宅の種類	
住宅性能評価を行う区域	

備考　１　確認を行う機関にあっては機関票１を、確認を行わない機関にあっては機関票２を掲示してください。

２　確認の業務とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第６条の２第３項又は第４項の規定による確認をいいます。

３　標識を事務所ごとに公衆の見やすい場所に掲示する場合における当該標識の大きさは、機関票１にあっては縦50cm以上、横40cm以上とし、機関票２にあっては縦45cm以上、横40cm以上としてください。